

新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第28号

新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則の一部を改正する規則

新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則（昭和63年新潟県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------------------------|---|
| 第24条 <u>削除</u> | <u>(特別代理人選任申請書)</u> 第24条 <u>私立学校法第40条の5（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、知事に提出する特別代理人選任申請書の様式は、別記第43号様式とする。</u> |
| 第42号様式 （略） | 第42号様式 （略） |
| 第43号様式 <u>削除</u> | 第43号様式 （第24条関係） 特別代理人選任申請書 （略） |

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。